

市民活動支援センターの利用条件

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、感染予防に取り組まれている市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

さて、東京都が発令されていた、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が解除され、東京都による外出自粛要請も解除されたことに伴い、本施設の利用を条件付きで再開いたします。しかしながら、国内では新型コロナウイルス感染症については、未だに収束の兆しが見えないこともあり、市民の皆様の健康と安全を守るために、施設利用に際しては以下の事項を守っていただくことが必要不可欠となります。

また、以下のチェックリストについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況、東京都のロードマップにおける「ステップ」等により変更となる場合があります。

再び感染拡大で危険な状況となった場合は、利用をお断りする場合があります。

皆様にはご不便をお掛けすることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

- ・三密（密閉、密集、密接）を避けるなど以下の条件を確認いただき、記入（レ点）してご提出ください。

活動前、休憩時、活動後等に手洗いをを行うこと。

必ずマスクを正しく着用すること。また、咳エチケット（肘の内側など手以外で口を塞ぐ等）を徹底する。

定期的（30分に1回を目安）に換気を行うこと。

お互いの距離を2メートル以上離れての活動（ソーシャルディスタンス）に努めること。

利用人数については、床面積を4㎡で除して得た数（小数点以下切り捨て）とします。

（交流スペース及び活性化スペース：9名まで）

利用者同士が極力正対して座らないこと。

施設利用は活動のみとし終了後は速やかに退館すること。

ゴミは利用者自身で持ち帰ること。

代表者は利用者全員の体調を確認すること。発熱・風邪・咳・嗅覚・味覚障害の症状がある方、2週間以内に感染拡大している国、地域への訪問歴がある方は施設を利用できません。

万が一、感染者が発生した場合に備え、代表者は、利用者全員の連絡先を把握すること。

感染者が発生した場合には、保健所等が行う追跡調査等に全面的に協力すること。

施設管理者として賠償等の責任は一切負えません。

その他、施設管理者の指示、協力要請に従うこと。

上記の注意事項を守り、利用することを同意します。

令和2年 月 日

施設利用代表者 住 所

団体名

氏 名

連絡先